

平成31年 第2回総会・会議録

1. 日 時 平成31年2月8日(金) 午前10時～10時30分

2. 場 所 小倉南生涯学習センター3階 視聴覚室

3. 出席委員 農業委員 (17名)

1番 藤堂 孝雄	2番 森上 恵美香	3番 間 勉
4番 川江 秀孝	6番 大迫 正勝	7番 大川 國保
8番 村上 護	10番 井手尾 秋義	11番 八木田 経二
12番 岩谷 紀尚	13番 下澤 茂道	14番 古海 博
15番 濱中 興三	16番 稲光 進	17番 奥野 泰美智
18番 尾倉 加三	19番 中村 治雄	

農地利用最適化推進委員 (12名)

20番 黒崎 隆博	21番 松根 豊春	22番 矢野 秀樹
23番 中村 眞一	24番 大下 治三	25番 藤井 静博
26番 尾上 進	27番 村田 安行	28番 平尾 長正
31番 三村 訓章	32番 中畑 栄	33番 寺岡 朝治

4. 欠席委員 (4名)

5番 永津 てるみ	9番 椰野 保博	29番 古田 俊策
30番 立岩 新吉		

5. 事務局・出席職員 (6名)

事務局長 森元 義男	次 長 石丸 校寛
係 長 橋本 浩司	主 査 奥 浩二
主 査 武智 良枝	嘱 託 橋本 哲治

6. 報告事項

報告第 5 号 許可又は受理の取消願について	1 件
報告第 6 号 農地法第 3 条の 3 の規定による届出について	3 件
報告第 7 号 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出について	5 件
報告第 8 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出について	13 件

7. 議案及び結果

議案第 7 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について	1 件
議案第 8 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について	4 件
議案第 9 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について	1 件

事務局長

おはようございます。定刻 10 時になりましたので、ただ今より平成 31 年第 2 回東部農業委員会総会を始めさせていただきます。携帯電話はマナーモードに切り替えをお願いいたします。本日の委員の出席状況でございますが、4 名欠席で 29 名出席がございますので、この会が成立していることをご報告申し上げます。では引き続きの進行を会長にお願いしたいと思います。よろしくをお願いいたします。

井手尾会長

ただ今より平成 31 年第 2 回総会を開催いたします。農地関係議案、報告第 5 号から事務局説明をお願いします。

事務局

第 2 回総会に次のとおり報告および議案を提出する。

平成 31 年 2 月 8 日

北九州市東部農業委員会会長 井手尾 秋義

報告第 5 号許可又は受理の取消願について

<第 1 項について別紙議案書のとおり内容を説明>

以上、1 件ご報告いたします。

報告第 6 号農地法第 3 条の 3 規定による届出について

<第 1～3 項について別紙議案書のとおり内容を説明>

以上、3 件ご報告いたします。

報告第7号農地法第4条第1項第7号の規定による
農地転用届について

<第1～5項について別紙議案書のとおり内容を説明>

以上、5件ご報告いたします。

議案第8号農地法第5条第1項第6号の規定による
農地転用届について

<第1～13項について別紙議案書のとおり内容を説明>

以上、13件ご報告いたします。

井手尾会長

本件は報告事項でございますので、ご承認願います。

奥野委員

質問がございます。報告第5号の1項、報告第8号の6項と7項ですが、同じ大家 潤也さんの名前がありますが、恐らく事務の手続き上、出てくるのであろうと思いますが。これは、どういう取扱いになるところなるのでしょうか。

井手尾会長

事務局、説明をお願いいたします。

事務局

まず、報告第8号の第6項で、〇〇 〇〇さん名義で自己住宅が出てきました。その後、住宅ローンの関係上、共有で持ちたいということで、この6項の取消願を出しました。その後に第7項で、〇〇 〇〇さん外1名と備考に書いておりますが、〇〇 〇〇さんが持分5分の3、〇〇 〇〇さんが持分5分の2と申請を出し直したということになります。

奥野委員

では、第6項で所有者が〇〇 〇〇さん1人であったのを、第7項で共有に変えたということですね。

事務局

その流れの中で、前に戻っていただき、報告第5号で取消願が出たということで、次に報告第7号になったということです。

奥野委員

分かりました。

井手尾会長

それでは、これより議案の審議に入ります。議案第7号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」事務局説明をお願いします。

議案第7号農地法第18条第6項の規定による
合意解約通知について

<第1項について別紙議案書のとおり内容を説明>

井手尾会長 以上、1件ご審議お願いいたします。
それでは地元委員の補足説明をお願いいたします。川江委員おねがいでいたします。

川江委員 今、事務局から説明がありましたが、特に問題はありませんので、よろしくをお願いいたします。

井手尾会長 ただ今の説明等に関して、何かご異議ご質問等はございませんか。

(異議なしの声)

ご異議は無いようですので、議案第7号につきましては、受理することといたします。

続きまして議案第8号「農地法第3条の規定による許可申請について」事務局説明をお願いします。

事務局 議案第8号農地法第3条の規定による許可申請について
<第1～4項について別紙議案書のとおり内容を説明>
以上、4件ご審議お願いいたします。

井手尾会長 それでは今回、現地調査を行っていただいた第1項小倉南区中曾根東地区担当の濱中委員、報告をお願いいたします。

濱中委員 ○○ ○○さんはご高齢で、息子さんが耕作しております。ご審議お願いいたします。

井手尾会長 では第2項につきましては、小倉南区大字高津尾地区担当の藤堂委員、報告をお願いいたします。

藤堂委員 この二人は親子関係にありまして、利用権を設定しておりましたが、この一筆だけ漏れていたということで、今回使用貸借権を設定したいということで問題ありません。ご審議お願いいたします。

井手尾会長 では、第3項及び第4項小倉南区大字朽網、ならびに、大字曾根新田地区担当の川江委員、報告をお願いいたします。

川江委員 ○○ ○○さんに○○ ○○さんと○○ ○○さんの持分を譲渡したと、○○ ○○さんは現在も農業をしております、特に問題はないと思われま

す。よろしくお願いいたします。

井手尾会長

ただ今の説明等に関して、何かご異議ご質問等はございませんか。

(異議なしの声)

ご異議は無いようですので、議案第 8 号につきましては、許可と決定いたします。

続きまして、議案第 9 号「農地法第 4 条の規定による許可申請について」事務局説明をお願いします。

事務局

議案第 9 号農地法第 4 条の規定による許可申請について

<第 1 項について別紙議案書のとおり内容を説明>

以上、1 件ご審議お願いいたします。

井手尾会長

それでは、今月担当の第 1 調査委員会 中村 調査長から、報告をお願いいたします。

中村 調査長

先程行われました調査会において、この問題の土地は、旧空港と工業団地の間に挟まれているところで、転用に関して何も問題はないという結論になりましたので、ご報告いたします。

井手尾会長

ただ今の説明等に関して、何かご異議ご質問等はございませんか。

(異議なしの声)

ご異議は無いようですので、議案第 9 号につきましては、許可相当と決定いたします。

引き続き、連絡事項に移ります。

それでは、視察研修の連絡事項について事務局の方から説明をお願いいたします。

次長

事前配布の視察研修実要領に基づき、「平成 30 年度の視察研修」について説明いたします。

(次長より説明と出欠確認)

連絡事項は以上でございます。

井手尾会長

以上をもちまして本日の議案審議は終わりました。本日の署名委員は、14番 古海委員と15番 濱中委員です。よろしく願いいたします。そのほか何かございませんか。それでは、平成31年第2回総会を終わります。お疲れさまでした。